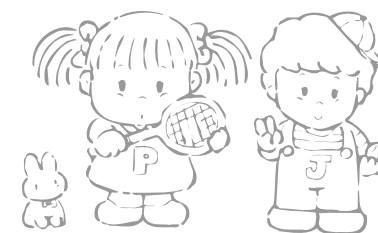


児童手当の現況届について

現在、児童手当を受給されている方は、6月1日現在におけるお子さんの養育状況などを記載した現況届を6月中に提出する必要があります。この届出をされないと、6月以降の手当を受けられなくなることがありますので、必ず提出してください。

また、平成19年1月1日に伯耆町に住所がなかった方は、平成19年1月1日の住所地の市町村長が発行する児童手当用所得証明書を提出してください。



【問い合わせ先】 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

平成19年度日本赤十字社社資募集

日本赤十字社は、国内において、災害救護活動をはじめ、救急・家庭看護法等の普及、ボランティア活動の推進、青少年健全育成、医療、血液などの事業を展開しており、また国外においては、自然災害、武力紛争により、苦痛にあえぐ人々を救援する国際活動を行っております。

こうした活動に必要な資金は、皆様から寄せられる社費・寄付金によって支えられています。

赤十字事業へのご理解と事業資金のご協力をお願いします。

新規・既加入社員 500円以上2,000円未満
新規・既特別社員 2,000円以上

納入場所 本庁舎 総合福祉課 福祉支援室
分庁舎 分庁統括課 総合窓口室

納入方法
各集落で社資の募集を行っていただいている場合は、集落単位で納入してください。
個人で納入される場合は、直接各窓口で納入してください。

【問い合わせ先】 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

耐震改修をされた場合に 固定資産税が減額されます

平成18年度の制度改正により、現行の耐震基準に満たない住宅に対して耐震改修をした場合に、固定資産税の減額制度が創設されました。

対象となる住宅

- つぎの全ての要件を満たすことが必要です。昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること
- 居住部分の床面積が当該家屋の2分の1以上であること
- 建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合する改修であること
- 耐震改修の工費が30万円以上であること

減額される額

改修された住宅の固定資産税額を2分の1（120㎡までを限度）減額

減額の期間

耐震工事の完了が

平成18年1月1日から平成21年12月31日
：完了の翌年度から3年度分

住宅のバリアフリー改修に伴う、 固定資産税の減額について

平成22年1月1日から平成24年12月31日
：完了の翌年度から2年度分
平成25年1月1日から平成27年12月31日
：完了の翌年度から1年度分

申請方法
耐震工事の完了後3か月以内に関係書類を添付して申請してください。

【 固定資産税減額申告書 固定資産税減額証明書 領収書の写し】なお、固定資産税減額証明書は、建築士等が発行します。

申請場所・問い合わせ先
住民生活課税務室（本庁舎1階）
電話 68 3114

高齢者や障害者などが居住する住宅（賃貸住宅を除く。）をバリアフリー改修工事された場合、翌年度分の固定資産税を減額される場合があります。対象等はつぎのとおりです。

対象

つぎのいずれかの方が居住する住宅
65歳以上の方

要介護認定または要支援認定を受けている方
障害者

改修期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修が行われた住宅

要件
つぎの工事で、補助金等を差引いた自己負担額が30万円以上のもの【廊下の拡幅 階段の勾配の緩和 浴室の改良 便所の改良 手すりの取付け 床の段差の解消 引き戸への取替え 床表面の滑り止め化】

減額範囲
改修工事をされた家屋の翌年度分固定資産税を3分の1（100㎡分までを限度）減額

申請方法
改修後3か月以内に関係書類を添付して申請してください。

【 領収書の写し 工事明細書の写し 改修箇所の図面及び写真 補助金等受給者は明細の写し】

申請場所・問い合わせ先
住民生活課税務室（本庁舎1階）
電話 68 3114